



社会教育会館玄関スロープ

#### 県有建築物バリアフリー化緊急整備事業

- 工事箇所／石川県下全域における県有建築物381施設
- 工事内容／建築物内外の段差解消・様式トイレ化  
洗面器の光感知設置・階段手摺りなど
- 工 期／H9.12～10.3
- 事 業 費／総額1,481,000千円

石川県では、県民一人ひとりがバリアフリー社会の必要性やノーマライゼーションの理念を理解していく必要から、平成9年3月に「石川県バリアフリー社会の推進に関する条例」を制定した。

条例は、平成10年4月1日から施行されることとなっているが、ハートビル法で指定している建築物以外の施設についても、4月の施行に先駆け県有建築物のバリアフリー化の整備を行なったものである。

整備の内容は、

- ① 施設の入口までの誘導表示
- ② 車椅子の駐車表示
- ③ 玄関の段差解消
- ④ 不特定多数の方が利用する施設については、玄関扉を自動扉とする。
- ⑤ トイレには最小限1箇所の様式トイレを設置及び手摺りを設置する。
- ⑥ 階段に手摺を設置する。
- ⑦ 扉にレバーハンドル、洗面所にレバー水栓等を取付ける。



社会福祉会館身障者用駐車場



便所手摺